

「製品安全 4 法改正を踏まえた経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）」の改正について

1, 改正の背景

近年のインターネット取引の拡大及び玩具等の子供用の製品の安全確保の為、令和 6 年の通常国会において「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 67 号）が成立し、同年 6 月 26 日に公布した。

改正法の施行に伴い必要な事項を規定するために「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」等を制定し公布した。

これらの法改正及び関係政省令の改正を踏まえ、この度製品安全 4 法改正を踏まえた経済産業大臣の処分に係る審査基準等を改正する。

2, 改正の内容

- (1) 改正後の消費生活用製品安全法第 4 条第 3 項第 4 号において、同条第 1 項及び第 2 項の規定を適用しないこととする特例を適用される古物営業法に規定する古物である子供用特定製品を販売又は販売の目的で陳列する場合の主務大臣の承認を受けられる条件について、本審査基準の改正により、申請を承認する条件を定める。
- (2) その他改正に伴う条ずれの対応を含めた軽微な文言の修正を行う。

3, 今後のスケジュール

令和 7 年 6 月 27 日 通達案に係る意見募集開始

令和 7 年 7 月 26 日 意見募集〆切